

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 平成23年9月13日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととした。（附則第29条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に対処するために災害応急作業等に引き続き5日以上従事した場合の手当の額について定めることとした。（附則第5項関係）
- 2 刑事作業手当について、職員（警察職員を除く。）が東日本大震災津波に対処するため死体を取り扱う作業等に従事したときに支給することとした。（附則第6項関係）
- 3 2の手当の額の上限を定めることとした。（附則第7項関係）
- 4 警察職員が東日本大震災津波に対処するため業務を行う場合における刑事作業手当の特例について定めることとした。（附則第8項関係）
- 5 施行期日
この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 県民税
 - (1) 寄附金税額控除の対象となる寄附金を定めることとした。（第31条関係）
 - (2) 寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げることとした。（第31条、附則第10条の4関係）
 - (3) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した一定の金額に係る部分については、寄附金税額控除を適用しないこととした。（附則第10条の5関係）
- 2 不動産取得税
 - (1) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者等が当該対象区域内家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から警戒区域設定指示の解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものである場合は、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第23条の3関係）
 - (2) 対象区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと局長が認める土地を取得した場合において、当該取得が同日から警戒区域設定指示の解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の敷地の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第23条の3関係）
- 3 自動車取得税
警戒区域設定指示区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る納税義務を免除する等の特例措置を講ずることとした。（附則第24条の2の4関係）
- 4 軽油引取税

軽油引取税を申告納付すべき納税者が、東日本大震災によりその所有に係る軽油を亡失したときは、当該亡失した軽油に係る軽油引取税を免除する等の特例措置を講ずることとした。(附則第24条の8関係)

5 自動車税

(1) 対象区域内自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が3の適用を受けることとなった場合において、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る納税義務を免除する等の特例措置を講ずることとした。(附則第25条の2関係)

(2) 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、警戒区域設定指示が行われた日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。(附則第25条の2関係)

6 県たばこ税及び自動車取得税に係る不申告について新たに過料に処することとし、及び不申告に関する過料の上限額を10万円以下(現行3万円以下)とすることとした。(第10条関係)

7 その他所要の整備をすることとした。(第6条、第10条、第31条、附則第18条の5、附則第20条の2、附則第23条の3関係)

8 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1、6及び8(2)(附則第2条第2項及び第3項並びに附則第5条関係に限る。)は、平成24年1月1日から施行することとした。(附則第1条関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～附則第5条関係)

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第69号)

1 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第70号)

1 納税管理人に係る不申告に関する過料について、上限額を10万円以下(現行3万円以下)とすることとした。(第8条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第8条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県障害者施策推進協議会条例及び障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の一部を改正する条例(条例第71号)

1 障害者基本法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

(1) 岩手県障害者施策推進協議会条例(第1条関係)

(2) 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)(表2の項の改正部分に限る。)は、障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。(附則関係)

◎特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例(条例第72号)

1 地方自治法及び中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例(条例第73号)

1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 岩手県立岩泉高等学校田野畑校を廃止し、並びに県立高等学校の課程及び学科を廃止することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県スポーツ推進審議会条例（条例第75号）

- 1 スポーツ基本法第31条の規定に基づき、岩手県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 委員の人数等審議会の組織について定めることとした。（第2条関係）
- 3 審議会の会長について定めることとした。（第3条関係）
- 4 審議会の招集等審議会の会議について定めることとした。（第4条関係）
- 5 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができることとした。（第5条関係）
- 6 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理することとした。（第6条関係）
- 7 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。（第7条関係）
- 8 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）